

1 法定料金

1. 基本サービス料金

通常規模型 通所介護【埼玉県三郷市】★…2021年4月より単位数変更

サービス内容略称	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額			介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額			算定要件
	単位	単位数	全額負担金	1割負担	2割負担	3割負担	
★ 通所介護 I 31	1回につき	567単位	¥5,823	¥583	¥1,165	¥1,747	要介護 1 5時間以上6時間未満 要介護 2 5時間以上6時間未満 要介護 3 5時間以上6時間未満 要介護 4 5時間以上6時間未満 要介護 5 5時間以上6時間未満 【基本サービス提供時間】 10:00～15:05 <5時間5分>
★ 通所介護 I 32		670単位	¥6,880	¥688	¥1,376	¥2,064	
★ 通所介護 I 33		773単位	¥7,938	¥794	¥1,588	¥2,382	
★ 通所介護 I 34		876単位	¥8,996	¥900	¥1,800	¥2,699	
★ 通所介護 I 35		979単位	¥10,054	¥1,006	¥2,011	¥3,017	
★ 通所介護 I 51	1回につき	655単位	¥6,726	¥673	¥1,346	¥2,018	要介護 1 7時間以上8時間未満 要介護 2 7時間以上8時間未満 要介護 3 7時間以上8時間未満 要介護 4 7時間以上8時間未満 要介護 5 7時間以上8時間未満 【基本サービス提供時間】 9:15～16:20 <7時間5分>
★ 通所介護 I 52		773単位	¥7,938	¥794	¥1,588	¥2,382	
★ 通所介護 I 53		896単位	¥9,201	¥921	¥1,841	¥2,761	
★ 通所介護 I 54		1,018単位	¥10,454	¥1,046	¥2,091	¥3,137	
★ 通所介護 I 55		1,142単位	¥11,728	¥1,173	¥2,346	¥3,519	

2. 各種加算料金 ★…2021年4月より単位数変更

サービス内容略称	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額			介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額			算定要件
	単位	単位数	全額負担金	1割負担	2割負担	3割負担	
★ サービス提供体制強化加算 I (※1)	1回につき	22単位	¥225	¥23	¥45	¥68	介護職員の総数(常勤換算)に占める介護福祉士の総数(常勤換算)の割合が70%以上。又は、介護職員の総数(常勤換算)に占める勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)の割合が25%以上の場合
★ 科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位	¥410	¥41	¥82	¥123	・科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できる ・情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする ・利用者様に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努める ・提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである
★ 入浴介助加算 I	1回につき	40単位	¥410	¥41	¥82	¥123	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定。自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合はこれを含むものとする
★ 入浴介助加算 II	1回につき	55単位	¥564	¥57	¥113	¥170	・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 ・介護福祉士等が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した介護福祉士等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 ・利用者の居宅を訪問した介護福祉士等と連携の下で、利用者の身体状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。 ・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。
若年性認知症受け入れ加算	1日につき	60単位	¥616	¥62	¥124	¥185	若年性認知症利用者に対して介護サービスを行った場合 ・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていること ・若年性認知症利用者に対して、特性やニーズに応じた介護サービスを提供すること
介護職員処遇改善加算 I (※1)	算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の5.9%を加算						
介護職員等特定処遇改善加算 II (※1)	1月につき、算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の1.0%を加算						
送迎減算	片道	-47単位	¥-482	¥-49	¥-97	¥-145	事業所が送迎を行わない場合

※1 区分支給限度基準額に含まれない費用、適用されないサービスです

2 その他の料金

サービス項目	金額
食事代	1食あたり ¥600
嗜好品費（おやつや飲み物）	1日 ¥50
延長料金	（本人もしくは家族の希望で、営業時間を越えた場合） 1時間あたり ¥500

◆通所介護サービス利用料については、所得に応じた減免処置制度があります。

* おむつは、ご持参ください。

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。

その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

キャンセル規定	利用当日午前8時30分以降のキャンセルは、食事代として¥600を頂きます
---------	--------------------------------------